

## 多摩市公契約条例対象事業の実施状況に係るアンケート 集計結果

実施期間： 令和8年4月9日（木）～令和8年4月30日（木）

### 送付・回答状況

送付事業者数	回答件数	回収率
61	42	68.8%
前年【58】	前年【30】	前年【51.7%】

回答件数内訳 工事7 委託32 指定管理3

※設問によって複数回答や未回答があるため、回答件数と一致しない。

以下の自由意見は、基本的にそのままの文章で掲載をしていますが、一部主旨に影響が出ない範囲で編集しているものがあります。また、全ての意見を掲載しているわけではありません。

### （委）委託受託事業者、（工）工事事業者、（指）指定管理事業者

#### アンケートのまとめ（分析結果）

（主な肯定的意見）

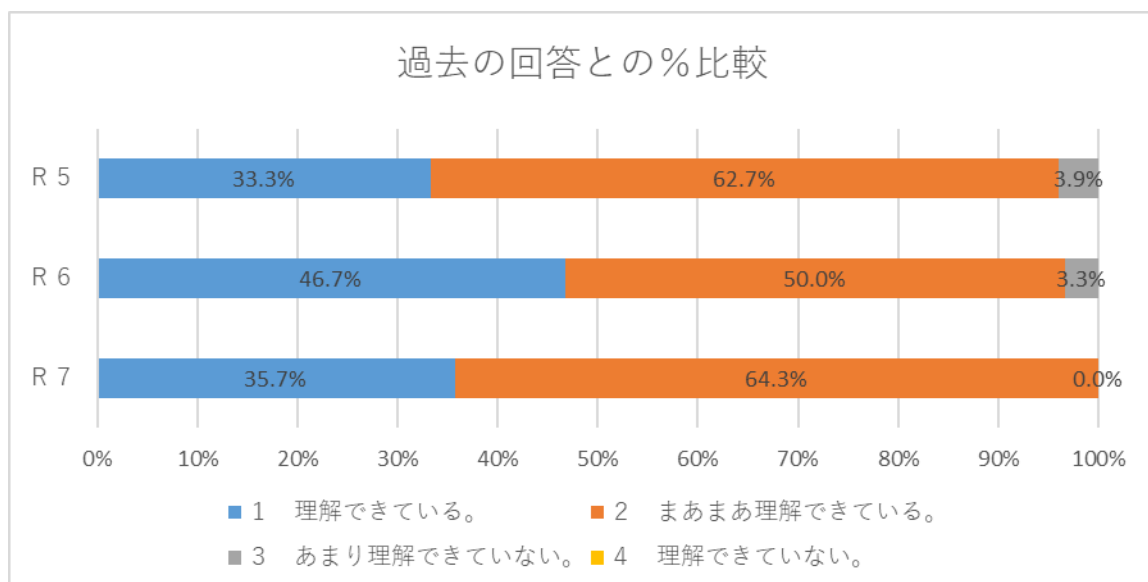
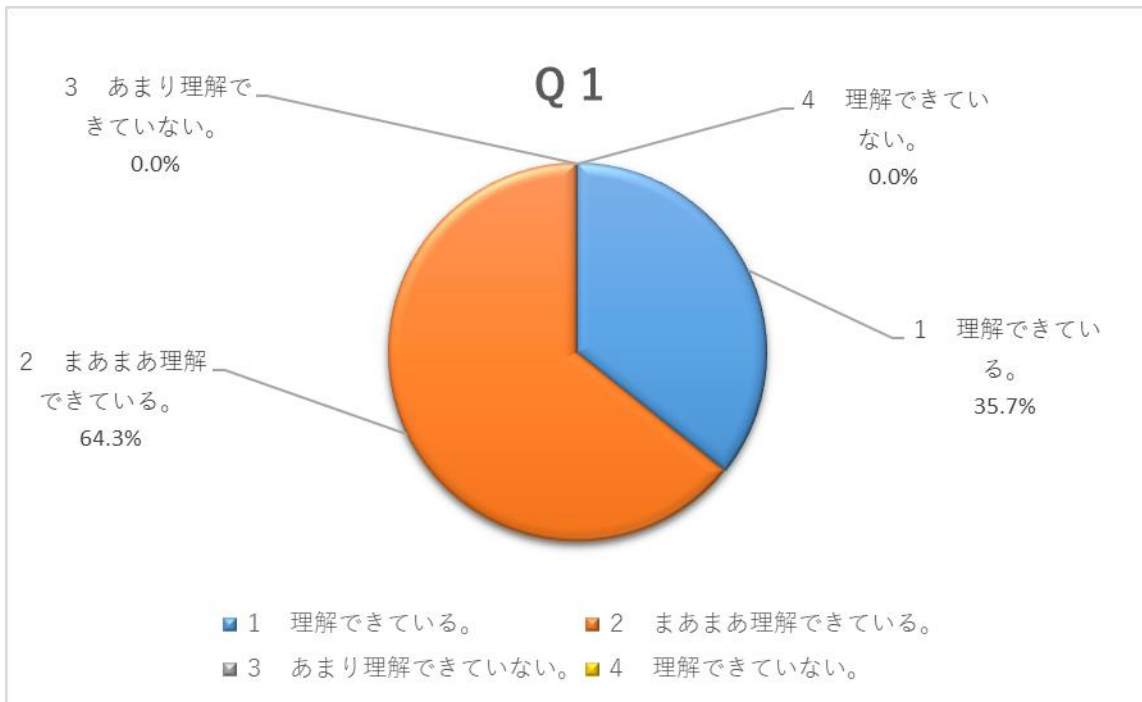
- ① （委） 公契約条例の適用により、適正な賃金水準の確保および労働関係法令の遵守が徹底され、労働条件の改善が図られた。その結果、従事者の収入と就労環境が安定し、生活の安定に寄与した。
- ② （委） ダンピング受注が減り、適正な価格で受注する事により従事する職員に対しても適正な人件費を充てる事が出来、かつ、人不足の中で今後も見据えた労働力確保の施策を練る事が出来る。
- ③ （委） 支払い金額が増えたことで作業にやる気が見えてきた。
- ④ （委） 品質維持に必要な条例と考えます。
- ⑤ （工） 最低賃金の確認ができているので成果になっている。ただ、この現場だけ従事しているのではないため、他の現場との仕組みづくりが難しい。
- ⑥ （指） 無理のない範囲（時間）で安定した収入および生活を確保できている。

（主なその他の意見）

- ① （委） 公契約条例導入により、ダンピング入札減少→従事する職員の処遇改善→企業・職員の経済力向上→地域（地元）での購買機会（個人での買い物・企業における設備投資等）という良いスパイラルが生まれるのではないのでしょうか。
- ② （委） 案件になってもならなくても業務に対する姿勢は変わらない。業務の質は事業者側の業務に対する取り組み方と考える。
- ③ （工） 公契約に限らず適正な労働条件の確保と生活の安定に取り組んでいる。

**Q 1** 公契約条例が制定され、14 年が経過しましたが、公契約条例の制度についてどれくらい理解できていると自己評価されますか。

項目	回答数	前回	前々回
1 理解できている。	15	14	17
2 まあまあ理解できている。	27	15	32
3 あまり理解できていない。	0	1	2
4 理解できていない。	0	0	0



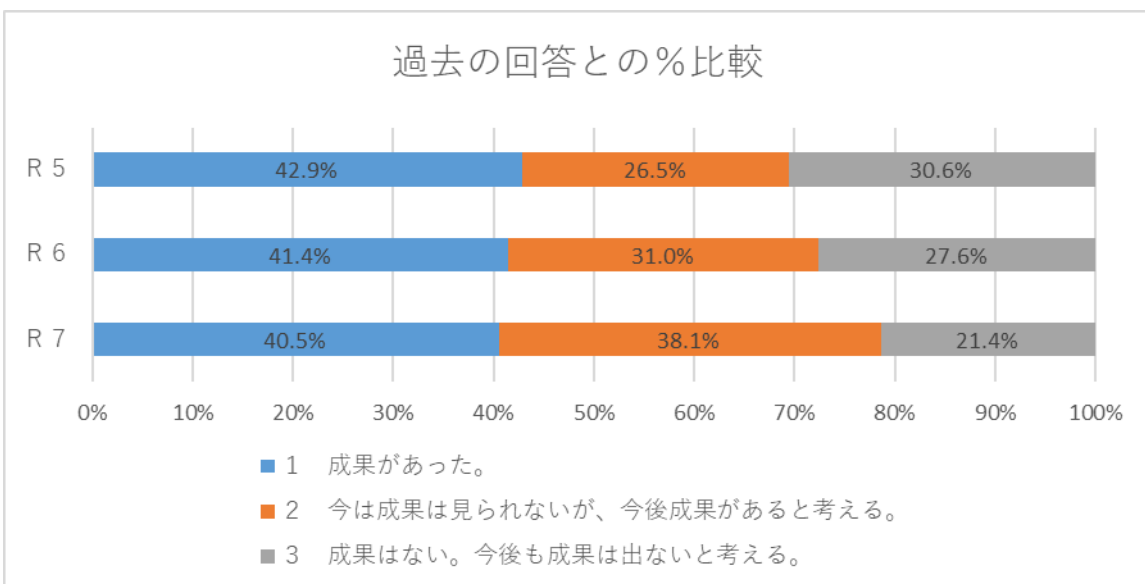
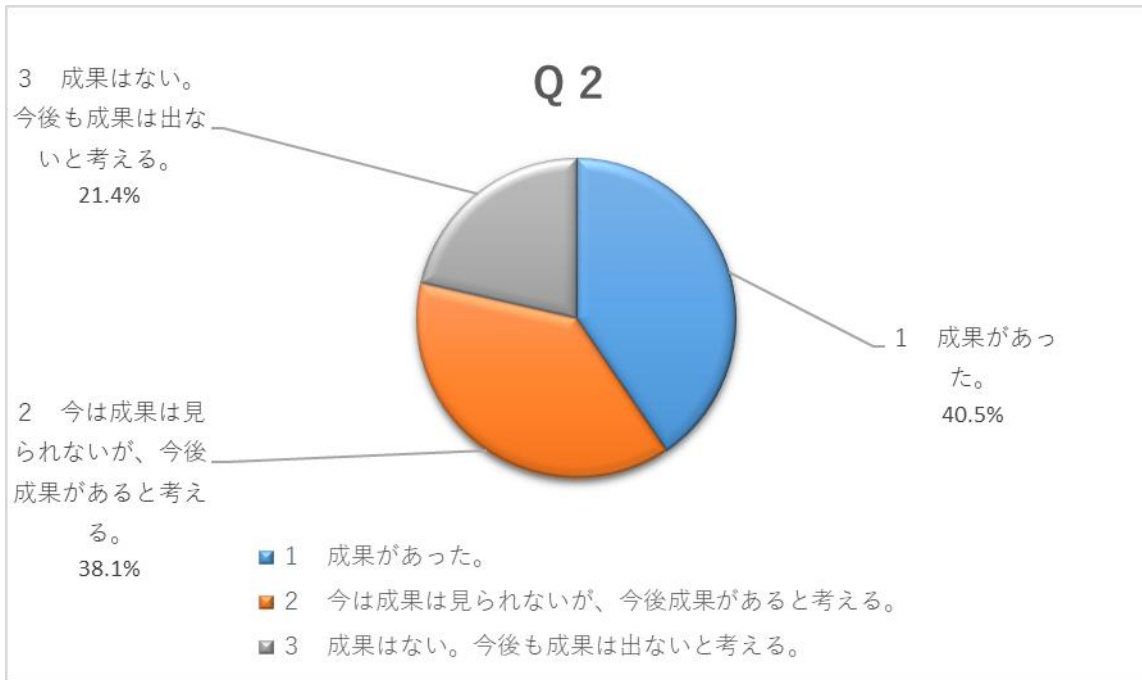
<自由意見>

**2 まあまあ理解できている。**

① (委) 事業者だけでなく 関係する市職員の現場での理解度を高める必要があると思う。

**Q 2** 事業が公契約条例対象案件となったことで、業務に従事する者の適正な労働条件の確保が進み、労働者の生活の安定に結びつく成果がありましたか。

項目	回答数	前回	前々回
1 成果があった。	17	12	21
2 今は成果は見られないが、今後成果があると考ええる。	16	9	13
3 成果はない。今後も成果は出ないと考える。	9	8	15



<自由意見>

**1 成果があった。**

①(委) 公契約条例の適用により、適正な賃金水準の確保および労働関係法令の遵守が徹底され、労働条件の改善が図られた。その結果、従事者の収入と就労環境が安定し、生活の安定に寄与した。

- ②(委) 当該業務に従事して下さるスタッフさんには良い施策は間違いありませんが、多摩市様に限らず公契約条例での業務委託施設と民間施設とで賃金格差が生じてしまう場合が多い。もちろん企業努力もあるが、現段階で全ての民間企業が（発注者・受注者）公契約条例に準じた形で経営する事は難しい。
- ③(委) よりよい従業員を確保するために必要と考えます。
- ④(委) ダンピング受注が減り、適正な価格で受注する事により従事する職員に対しても適正な人件費を充てる事が出来、かつ、人不足の中で今後も見据えた労働力確保の施策を練る事が出来る。
- ⑤(工) 最低賃金の確認ができていますので成果になっている。ただ、この現場だけ従事しているのではないため、他の現場との仕組みづくりが難しい。
- ⑥(指) 無理のない範囲（時間）で安定した収入および生活を確保できている。

## **2 今は成果は見られないが、今後成果があると考える。**

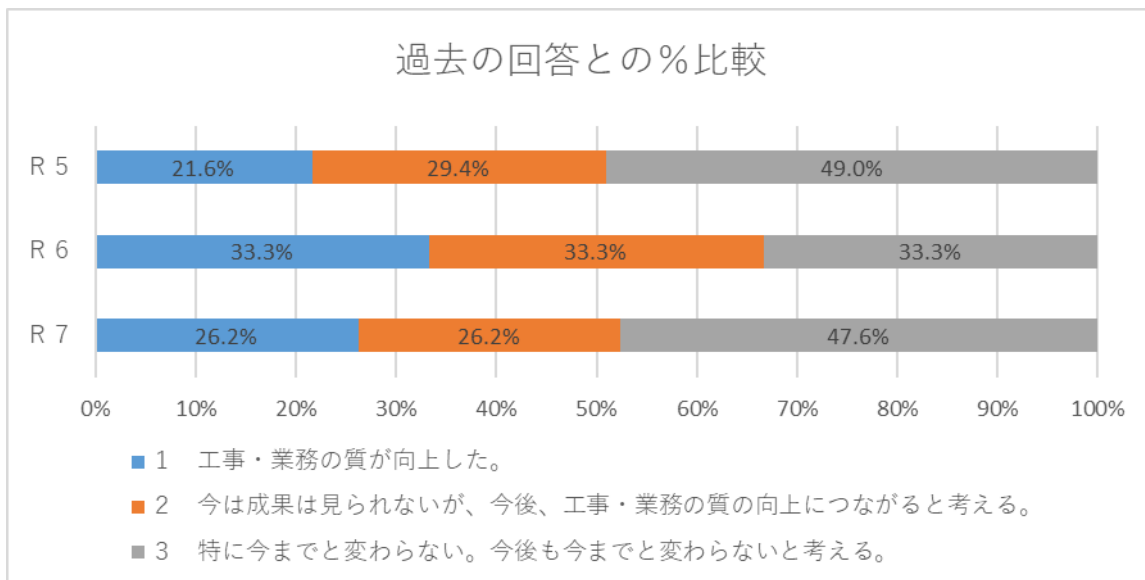
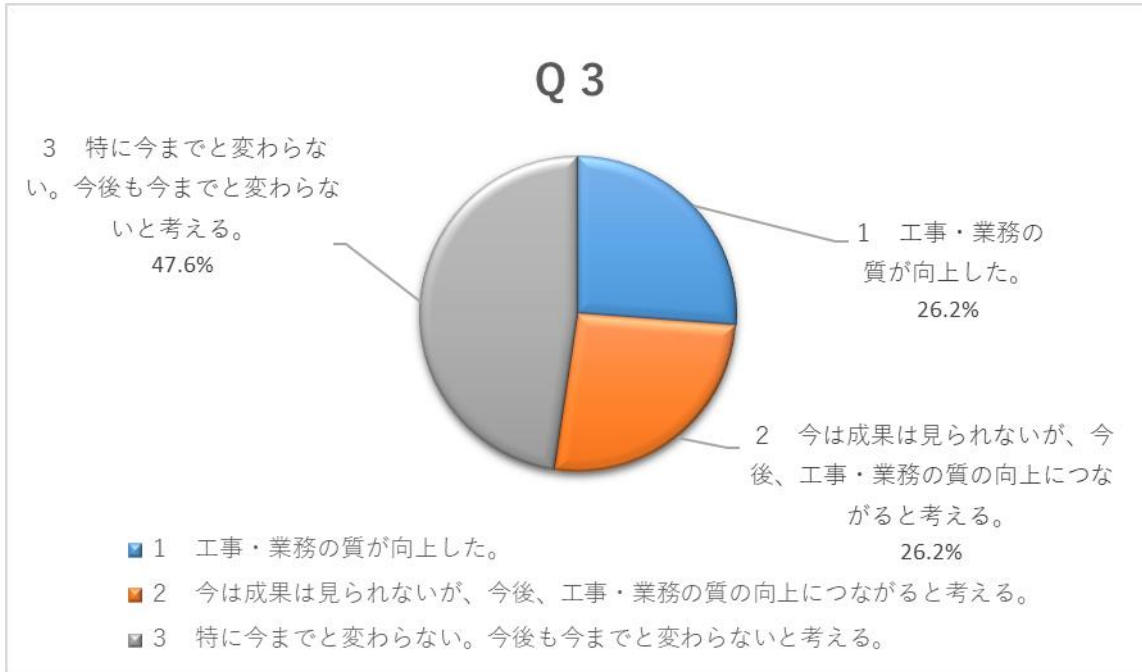
- ①(委) 今のところ目に見える成果はないため。
- ②(委) 契約年度の賃金が適用され東京都の最低賃金が上回っているため。
- ③(委) 必ずしも公契約条例案件になったことで、労働条件の改善が図られたわけではないが、改善されていることは確かである。
- ④(委) もともと下限値より高めに設定していたため。
- ⑤(工) 働き方改革による労働日数や勤務時間の短縮で、日当支給者は労働日数が減少したうえ、物価上昇などにより生活の安定を感じられないため。
- ⑥(工) 以前より適正な労働条件が確保されており、一部の他社において今後成果があると思います。
- ⑦(工) 公契約に限らず適正な労働条件の確保と生活の安定に取り組んでいる。

## **3 成果はない。今後も成果は出ないと考える。**

- ①(委) 現状、採用に影響しないため。
- ②(委) 案件になる前から生活の安定には結びついていると感じる。適正な労働条件の確保が進んでも業務内容は変わらない。
- ③(委) 一部労働先の市職員が 公契約条例の趣旨を理解しておらず自分の都合だけを押し付けて労働者に負担を与える事例がある。
- ④(工) 基から適正に行っていたので成果が見えなかった。
- ⑤(工) 案件になる前から生活の安定には結びついていると感じる。適正な労働条件の確保が進んでも業務内容は変わらない。

**Q 3** 事業が公契約条例対象案件となったことで、工事・業務の質の向上につながりましたか。

項目	回答数	前回	前々回
1 工事・業務の質が向上した。	11	10	11
2 今は成果は見られないが、今後、工事・業務の質の向上につながると考える。	11	10	15
3 特に今までと変わらない。今後も今までと変わらないと考える。	20	10	25



<自由意見>

**1 工事・業務の質が向上した。**

- ①(委) 品質維持に必要な条例と考えます。
- ②(委) 公契約条例の対象となったことで、適正な賃金や労働環境が確保され、人材の確保・定着が進みました。また、過度な価格競争が抑制され、必要な人員配置や安全管理が適切に行えるようになったため、工事・業務の質の向上につながっています。

③(指) 質の高い従業員の雇用および定着が図れている。

**2 今は成果は見られないが、今後、工事・業務の質の向上につながると思う。**

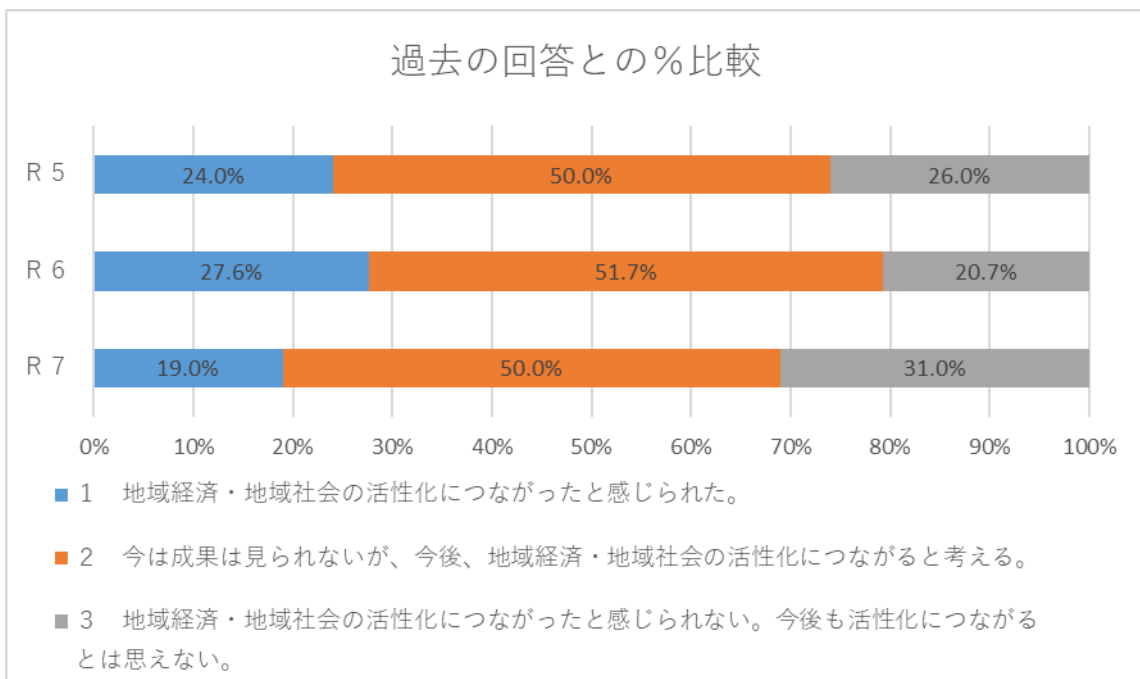
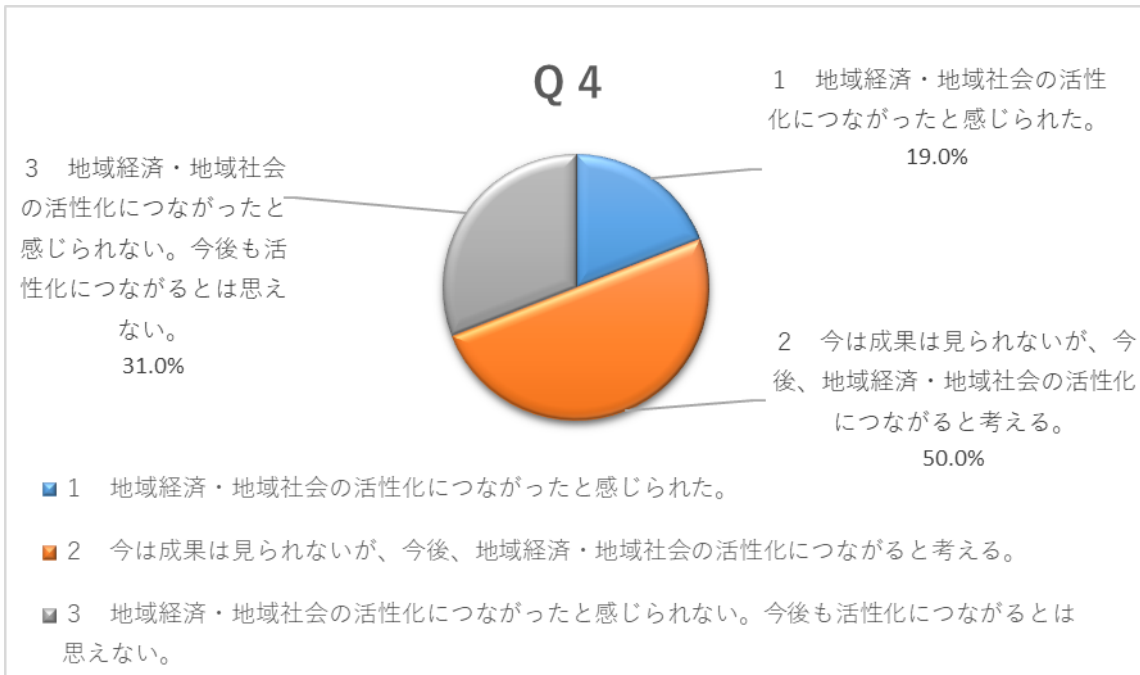
- ①(委) 制度を継続することで工事・業務の質の向上につながることを期待します。
- ②(委) 工事の予定価格が市場価格に追いついていない状況です。また、工事の設計変更（増減）が速やかに実施されれば、より良い人材の確保につながり質が向上すると思います。
- ③(委) 必ずしも公契約条例案件になったことで、業務の質が向上したかは明確ではないが、労働条件の改善が働く意欲の向上、業務の質の向上につながっていると思われる。
- ④(工) 公契約対象案件に関わらず工事・業務の質の向上に努めています。

**3 特に今までと変わらない。今後も今までと変わらないと思う。**

- ①(委) 案件になってもならなくても業務に対する姿勢は変わらない。業務の質は事業者側の業務に対する取り組み方と考える。
- ②(委) 今まで条例の賃金水準より支払っていたので、労働条件は変わっていないので今までと変わりはない。
- ③(工) 公契約の対象案件となったこととは関係なく、常に工事業務の質の向上を意識して臨んでいるため
- ④(指) 今まで公契約条例対象案件であったため、今までと状況が変わることはないと思っている。

**Q 4** 公契約条例対象案件の事業を進めていく中で、公契約条例が施行されたことで地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられましたか。

項目	回答数	前回	前々回
1 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられた。	8	8	12
2 今は成果は見られないが、今後、地域経済・地域社会の活性化につながると考える。	21	15	25
3 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられない。今後も活性化につながるとは思えない。	13	6	13



## <自由意見>

### 1 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられた。

- ①(委) 地域で同じ法人の保育園があり、生活の連続性が担保されていると感じる。また、同じ法人で、もう一つの学童があり、交流を重ねることで、地域で子どもをみていると感じる事が多い。
- ②(委) 公契約条例の施行により、適正な労働環境の確保と従業員の意識向上が図られ、サービス品質の向上につながっている。家庭ごみ収集業務を通じて地域貢献の重要性を再認識し、安全で心のこもったサービスを提供することで、地域住民の快適な暮らしと地域社会の活性化に寄与している。
- ③(委) 地域内での消費が増となる要因に成り得るから。
- ④(指) 地元採用することができている。

### 2 今は成果は見られないが、今後、地域経済・地域社会の活性化につながると考える。

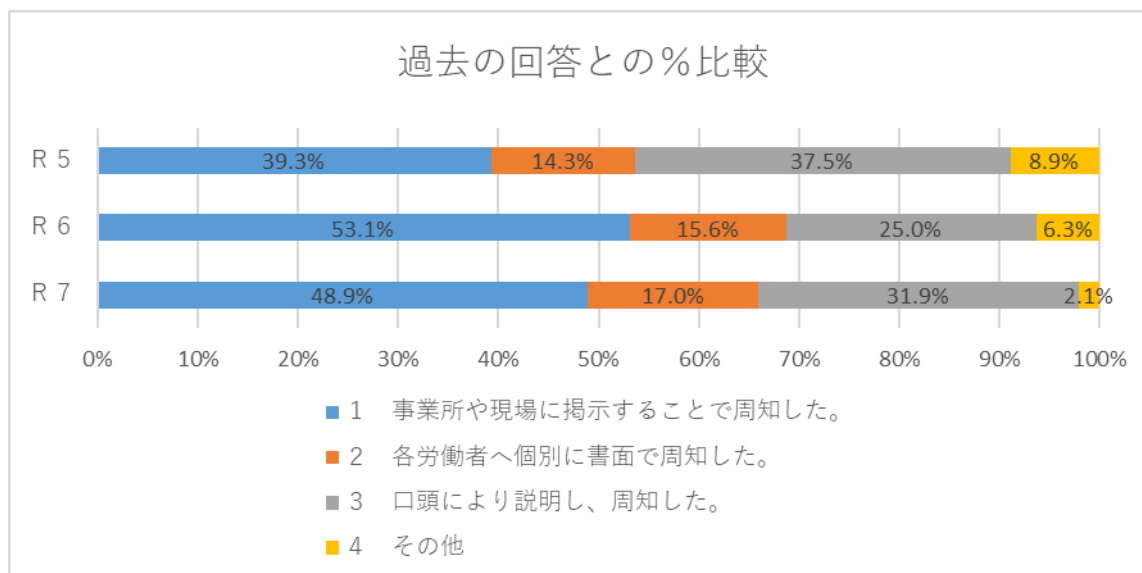
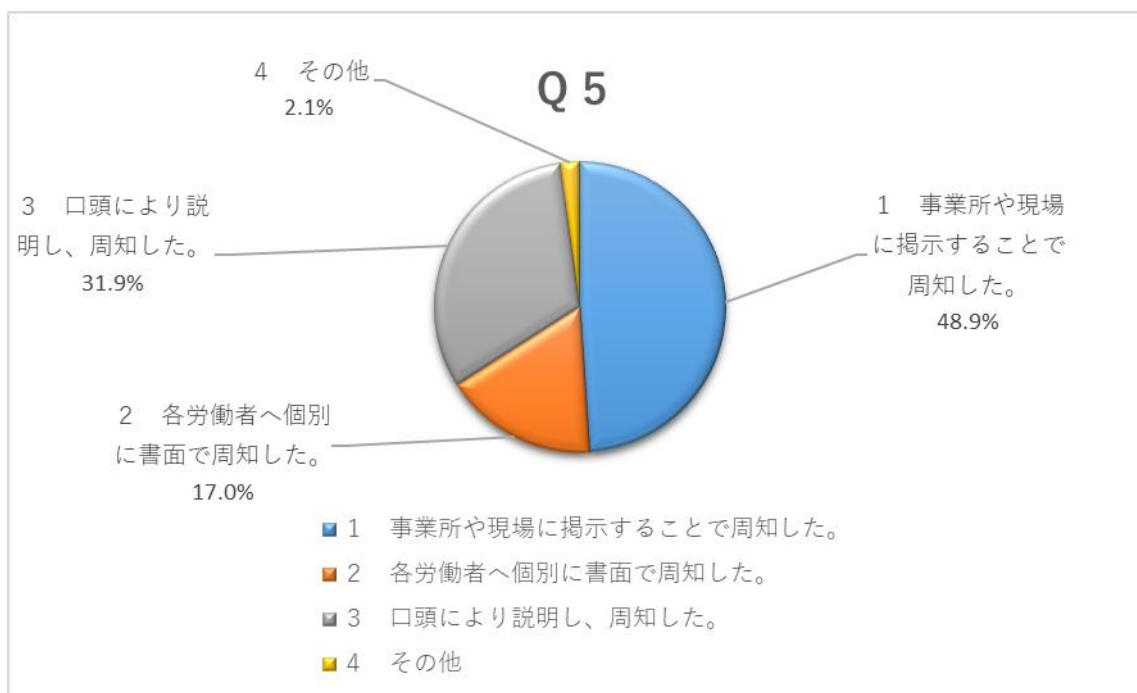
- ①(委) 発注形態も含めて市内業者の活用が重視される様になれば、活性化につながっていくと思います。
- ②(委) 公契約条例導入により、ダンピング入札減少→従事する職員の処遇改善→企業・職員の経済力向上→地域（地元）での購買機会（個人での買い物・企業における設備投資等）という良いスパイラルが生まれるのではないのでしょうか。
- ③(工) 物価上昇の影響で今は停滞しているが、今後も進めていく中で活性化につながるのではないかと考えたため。
- ④(工) 活性化につながった実感はないが、生活の安定が今後の経済社会の活性化には必要だと思う。

### 3 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられない。今後も活性化につながるとは思えない。

- ①(委) 具体的に感じない。公契約条例の案件になる前から多摩市民を雇用しており、地域経済や地域社会の活性化に多少は効果があると感じているが公契約条例とは直接関係ないように思う。
- ②(委) 業務範囲の変更がないためこれまで通り。
- ③(委) 地域の活性化は他の要因の方が大きいと思われます。
- ④(委) 人手不足の為、人を入れようとしても人材不足でなかなか集まらない。これは支払い金額ではどうにもならないから。
- ⑤(工) どう活性化したか明確なものがないので感じませんでした。
- ⑥(指) 公契約条例で定める労務報酬下限額次第だと思っている。過度に上がってしまうと就業場所の確保が困難になってしまう場合もあると思っている。

**Q 5** 公契約条例が適用される労働者等の範囲や労務報酬下限額など、労働者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。

項目	回答数	前回	前々回
1 事業所や現場に掲示することで周知した。	23	17	22
2 各労働者へ個別に書面で周知した。	8	5	8
3 口頭により説明し、周知した。	15	8	21
4 その他	1	2	5



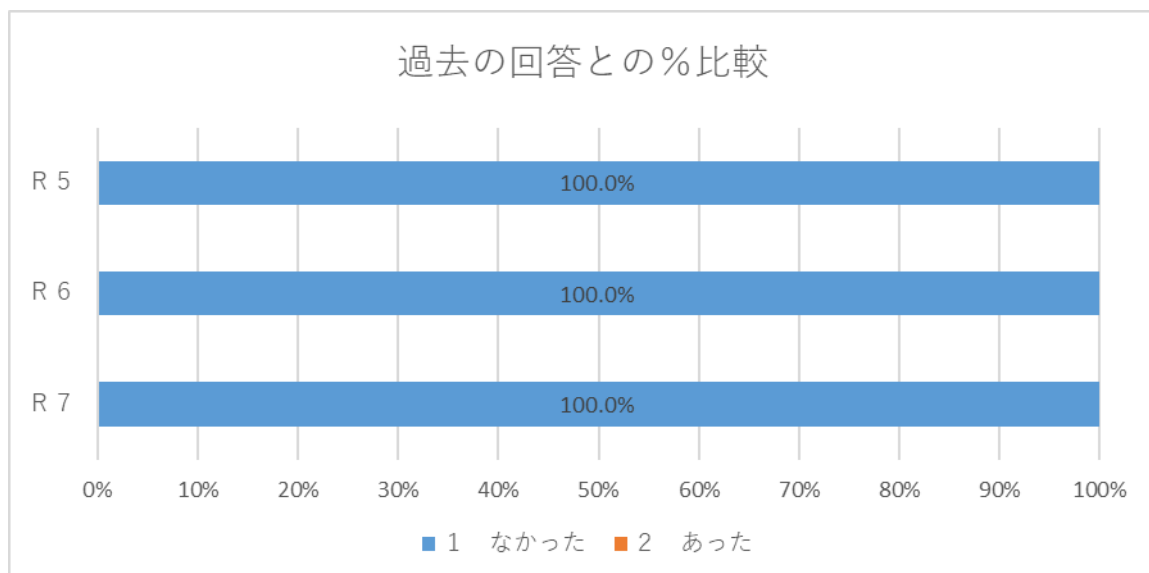
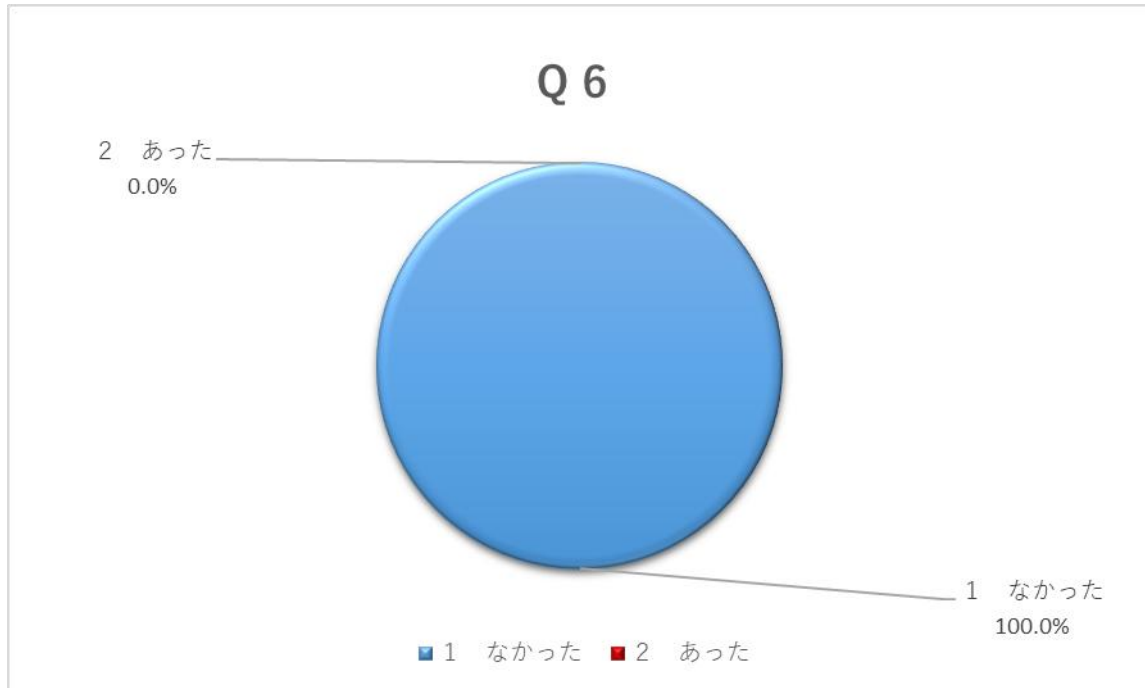
<自由意見>

**4 その他**

①(委) 労働契約更新時または締結時の担当者へ説明している。

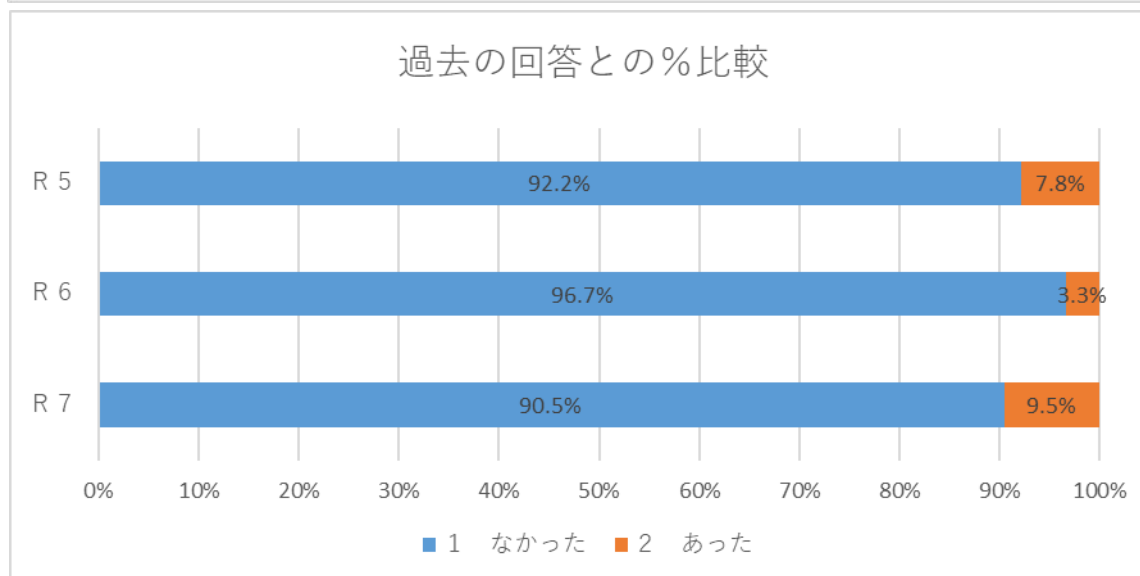
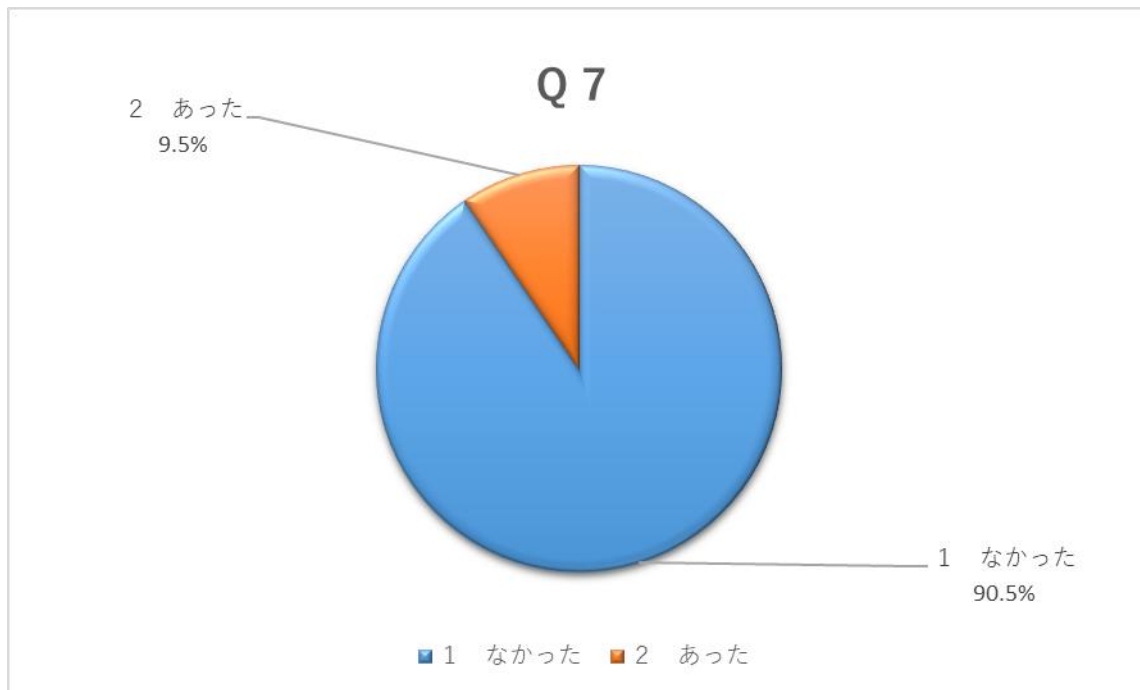
**Q 6** 労働者等から、公契約条例に関すること（賃金・労働者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありますか。

項目	回答数	前回	前々回
1 なかった	42	30	51
2 あった	0	0	0



**Q 7** 公契約労務台帳を作成し提出するにあたって、台帳の様式など、見直しが必要と考える所はありますか。

項目	回答数	前回	前々回
1 ない	38	29	47
2 ある	4	1	4



<自由意見>

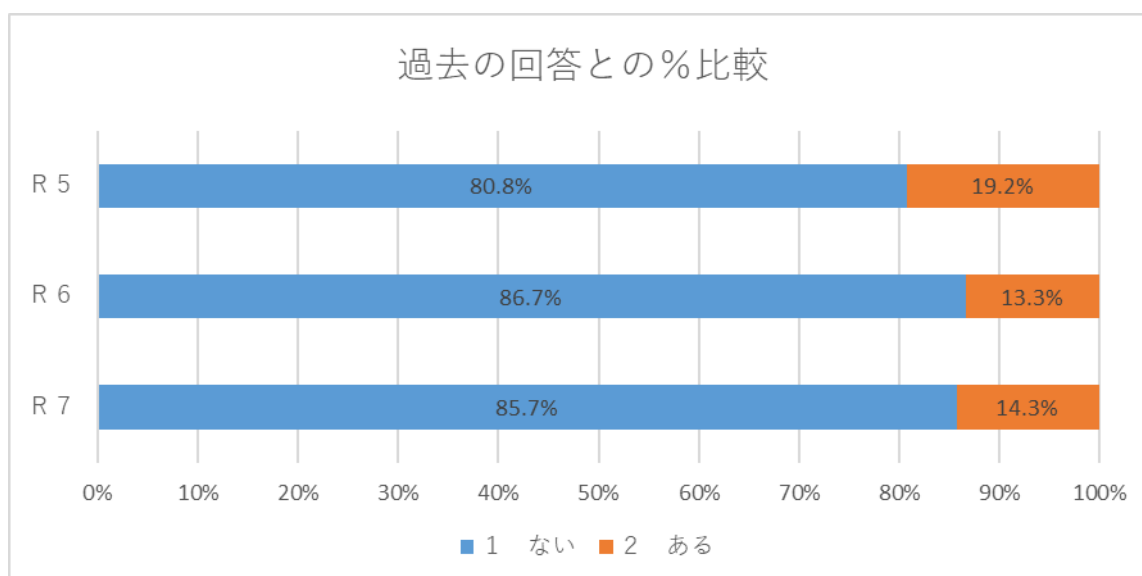
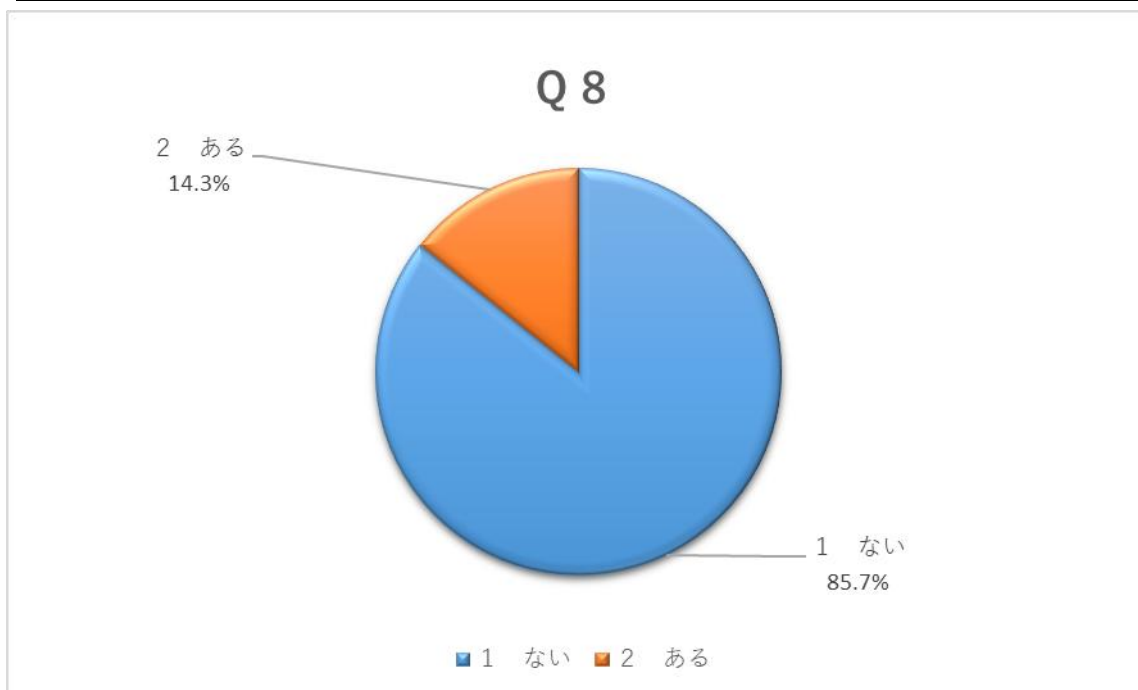
**2 ある**

- ①(委) 最低賃金との差についてそれほど大きな隔たりがるわけではない。契約の受託については、補助額が公契約との関係で上がることもなく、ただただ、法人の負担感のみ上がっていく。その意味では、こういった作業のみが事務負担として挙がってくるため、何らかの配慮を求めたいこととしてとらえている。
- ②(委) 実際に支払った賃金を台帳に記入しているわけではないのであくまでも下限額を下回らない様に目安として提出しているのであまり意味を感じない。

**Q 8** 労務報酬下限額の設定金額や設定の考え方に関して、課題と考える点はありますか。

※労務報酬下限額設定の考え方：工事では公共工事設計労務単価の90%以上、委託・指定管理では生活保護水準や最低賃金を見据えた額（令和7年度は下限額1, 239円以上）

項目	回答数	前回	前々回
1 ない	36	26	42
2 ある	6	4	10



<自由意見>

**2 ある**

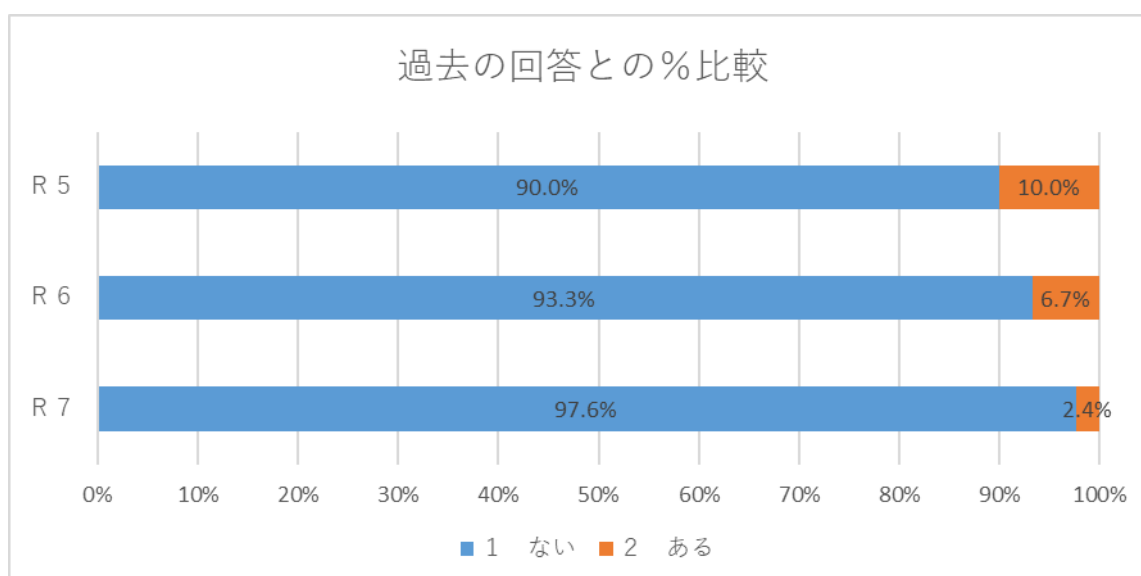
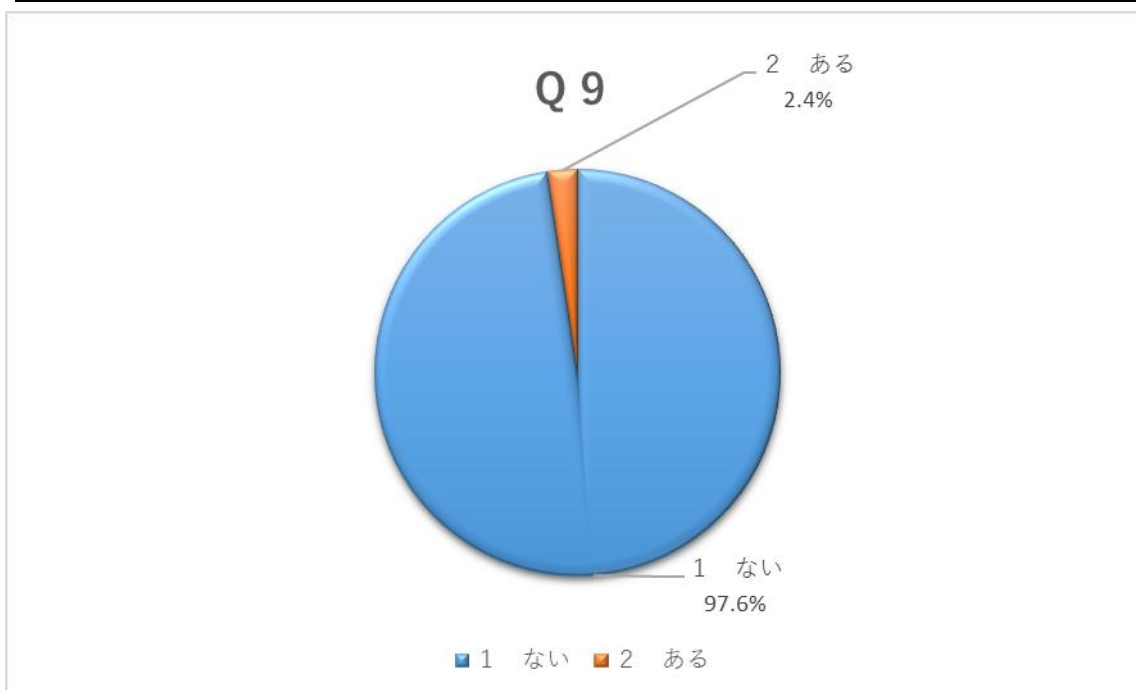
- ①(委) 東京都内に限って比較しても都内では¥1,500 を大幅に上回る自治体もめずらしくなく、現代の交通状況を考えると財政が強い地域のみが労働者を集められるのが現状。
- ②(委) 東京都の最低賃金が爆上がりする中、さらに高い賃金を設定する必要があるのか？人事院勧告により常勤職員の賃金も驚くほどのスピードで上がっているのに、きちんと運

営委託費に反映させなければ、運営継続ができなくなります。

- ③(委) 次年度の見積もりを 9 月に 提出するのですがそのときには 労務報酬下限額が確定していないので役所としてもう少し整合性のある運用していただきたい。
- ④(指) 都内最低賃金と乖離が大きくなってしまうと就業場所の確保が出来なくなる可能性があると思う。また、翌年度単価の決定が遅く事業予算の算出が困難なため、上昇幅が見こせない昨今は就業場所の確保が困難になりつつある。

**Q 9** 公契約条例対象事業の業務に取り組むにあたって、困っていることやわからないこと等がありますか。

項目	回答数	前回	前々回
1 ない	41	28	45
2 ある	1	2	5



## <自由意見>

### 2 ある

- ①(委) 賃金を上げるのは、職員にとって良いことですが、これだけで質の向上に結び付くわけではありません。職員を適正に雇用し、子どもたちに費用をかける必要がありますが、運営委託費は削減の方向です。本気で質の向上を目指しているとは思えません。

### Q 10 その他、多摩市公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

- ①(委) 公契約条例対象案件の事業を進める中で、適正な労働環境や賃金の確保により従業員の意識が向上し、サービス品質の向上につながっていると感じられる。また、家庭ごみ収集業務を通じて地域社会への貢献の重要性を再認識し、「感動の公共サービスの提供」をコンセプトに、安全で心のこもった質の高いサービスの提供を目指している。これにより、地域住民の快適な暮らしを支え、地域社会の活性化にも寄与していると考えている。
- ②(委) 5年間の委託契約となっており、委託料は契約する際に5年間分が決定しています。契約途中で労働報酬下限額が上がっても委託料に変更はありません。また、契約時に最低賃金等の上がり幅を予測して予算に反映することも難しいため、結果的に人件費の圧迫に繋がり、雇用を控える対応を取らなければいけない場合や、ベテランスタッフの配置が困難になる場合があります。今後の課題として、世相を反映できる委託料のあり方が課題になると思います。
- ③(委) 仕事の性質上公契約とするならば、この単価設定を変え、委託費の見直しを行うことで、有能な職員の募集につながることは考えられる。とはいえ、市の財政との絡みから、そうなることは想定しがたく、逆に事務量のみ、大きく負担がかかるイメージがついてしまっている。どこかで話し合えるような環境ができることを望みたい。
- ④(工) 現行の対象工事に成りうる工事請負金額より、引き上げをお願いします。